

沿岸広域振興局長

提出者 龍振鋳業株式会社

住所 〒022-0005 岩手県大船渡市日頃市町字石橋16-1

氏名 龍振鋳業株式会社

代表取締役社長 渡邊禎三

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

地球温暖化対策（変更）計画書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第82条第1項（第82条第2項）の規定により、次のとおり提出します。

1. 事業者に関する事項

主たる工場又は事業場の名称	龍振鋳業株式会社	*整理番号	
主たる工場又は事業場の所在地	岩手県大船渡市日頃市町字石橋16-1	*受理年月日	年 月 日
エネルギー使用量	3,685 kl	*施設番号	
自動車の使用台数	台		
二酸化炭素の排出の状況	別紙のとおり。		
二酸化炭素の排出の抑制のための措置			
その他の地球温暖化の対策に関する事項			
変更年月日及び理由	年 月 日		
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者			

2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
龍振鋳業株式会社	岩手県大船渡市日頃市町字石橋16-1	3,685 kl
		kl
		kl

備考1 *印の欄には、記載しないこと。

- エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に、記載してください。
- エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の方法により原油の数量へ換算した量を記載してください。
- 変更計画書の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。
2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合には、別に（別途）一覧を（作成の上）添付してください。



別紙 その1 (工場又は事業者用)

1 温室効果ガスの排出状況

(1) エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量

エネルギーの種類	(2024) 年度							
	エネルギーの使用量			販売したエネルギーの量			E=B-D	二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)
	数値 A	単位 B	熱量(GJ)	数値 C	単位 D	熱量(GJ)		
原油(コンデンセートを除く)		kL			kL			
原油のうちコンデンセート(NGL)		kL			kL			
揮発油(ガソリン)	9.00	kL	301		kL		301	21
ナフサ		kL			kL			
ジェット燃料		kL			kL			
灯油	5.00	kL	183		kL		183	13
軽油	2,183.00	kL	94,430		kL		94,430	6,509
A重油		kL			kL			
B・C重油		kL			kL			
石油アスファルト		t			t			
石油コークス		t			t			
化石燃料	石油ガス	液化石油ガス(LPG)		t		t		
		石油系炭化水素ガス		千m ³		千m ³		
	可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)		t		t		
		その他可燃性天然ガス		千m ³		千m ³		
		原料炭		t		t		
	石炭	コークス用原料炭		t		t		
		吹込用原料炭		t		t		
		一般炭		t		t		
		国産一般炭		t		t		
	輸入無煙炭		t		t			
石炭コークス		t		t				
コールダール		t		t				
コークス炉ガス		千m ³		千m ³				
高炉ガス		千m ³		千m ³				
発電用高炉ガス		千m ³		千m ³				
転炉ガス		千m ³		千m ³				
その他の燃料	都市ガス		千m ³		千m ³			
非化石燃料	黒液		t		t			
	木材		t		t			
	木質廃材		t		t			
	バイオエタノール		kL		kL			
	バイオディーゼル		kL		kL			
	バイオガス		千m ³		千m ³			
	その他バイオマス		t		t			
	RDF		t		GJ/t			
	RFI		t		GJ/t			
	廃タイヤ		t		GJ/t			
	廃プラスチック(一般廃棄物)		t		GJ/t			
	廃プラスチック(産業廃棄物)		t		GJ/t			
	廃油		kL		GJ/kL			
	廃棄物ガス		千m ³		千m ³			
	混合廃材		t		t			
	水素		t		t			
アンモニア		t		t				
その他燃料()								
小計①						94,913	6,542	
熱	産業用蒸気		GJ		GJ			
	産業用以外の蒸気		GJ		GJ			
	温水		GJ		GJ			
	冷水		GJ		GJ			
	地熱		GJ		GJ			
	温泉熱		GJ		GJ			
	太陽熱		GJ		GJ			
	雪氷熱		GJ		GJ			
小計②								
電気	電気事業者①	5,536.00	千kWh	47,831	千kWh	47,831	2,187	
	電気事業者②(※複数契約している場合使用)		千kWh		千kWh			
	自己託送(非燃料由来を除く)		千kWh		千kWh			
	自家発電	太陽光	36.00	千kWh	130	千kWh	130	
		水力		千kWh		千kWh		
		風力		千kWh		千kWh		
その他		千kWh		千kWh				
小計③						47,961	2,187	
合計 ④=①+②+③						142,877	8,729	

(2) 原油換算エネルギー使用量=(1)のエネルギー合計使用量×0.0258)

原油換算エネルギー使用量	3,708	kL
--------------	-------	----

(3) 温室効果ガスの総排出量

二酸化炭素の排出量	区分	温室効果ガスの排出量
		エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
	上記以外の二酸化炭素	
メタンの排出量		t-CO ₂
一酸化二窒素の排出量		t-CO ₂
ハイドロフルオロカーボンの排出量		t-CO ₂
パーフルオロカーボンの排出量		t-CO ₂
六ふっ化硫黄の排出量		t-CO ₂
三ふっ化窒素の排出量		t-CO ₂
合計		8,729 t-CO ₂

備考1 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の方法により換算してください。
 2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定してください。
 3 エネルギーの使用量の欄には、県内に設置している工場又は事業所並びに店舗におけるエネルギー使用量の合計を記載してください。

別紙 その2

1 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

(1) 二酸化炭素の排出を抑制するための取組 (計画)

【目標値】

エネルギー使用の合理化に関する法律に基づき、年間1%削減することが義務付けられているので、2027年度までに3%削減する計画である。

【具体的な取組】

○省エネルギー

- ・骨材製造プラントコンベヤベルト空転稼働防止対策 (2025年度：▲10千kWh)
- ・照明設備LED化 (2025年度～2027年度：計200台，▲25千kWh)
- ・変圧器高効率化 (2025年度～2027年度：4台，▲20千kWh)
- ・コンベヤ省エネベルト化 (2025年度～2027年度：計800メートル，▲10千kWh)
- ・トンネル坑道照明不要時消灯・照明SW遠隔操作化 (2025年度～2026年度，▲50千kWh)

電気合計 (2025年度～2027年度) ▲115千kWh, 45 t-co₂ (115*0.395=45)

○再生可能エネルギー (再エネ設備導入、再エネ由来電力の調達)

- ・省水力発電設備 (2026年度，▲5千kWh)

備考 主に次のことを記載してください。

- ・省エネルギー対策として、低暖房の適切な温度管理、製造工程における熱効率の向上、省エネ設備の導入等
- ・再生可能エネルギーの導入、再生可能エネルギー由来電力の調達
- ・自動車利用の抑制に係る取組
- ・定期的な荷受け・荷出しがある事業所は、輸送方法の合理化に係る取組

(2) 計画実現のための具体的な方法

- ・各削減案件に対し、現状エネルギー量の数値把握を行い、投資計画及び改善計画のスケジュール管理の徹底。
- ・電力量及び軽油使用量を稼働毎に把握し、使用原単位を管理する。

(3) 計画の達成度の把握方法

- ・原価検討会 (1回/月，管理部門，採掘及びプラント現場部門責任者を含む) で、燃料・電気の使用に関して管理状況報告を行い低減に向けた諸施策の検討を行い、PDCAを回す。

2 その他の地球温暖化の対策に関する事項

- ・ゴミの分別の徹底。
- ・エアコン設定適正化・フィルタ定期清掃
- ・印刷・コピーの両面印刷・古紙利用
- ・事務所照明昼休み消灯